

別表(5) 入学検定料・学生納付金(第35条・第35条の2・第35条の3・第36条関係)

1. 入学検定料

納付金種別	金額
入学検定料	35,000円

入学検定料の減額に関することは、別に定める。

2. 学生納付金

(1) 入学金

第24条に規定する入学並びに第26条に規定する編入学及び転入学は300,000円とし、第25条に規定する再入学は150,000円とする。

(2) 授業料、施設設備費及び実験実習費

① 工学部

納付金種別	金額			
	1年次	2年次	3年次	4年次
授業料	890,000円	910,000円	930,000円	950,000円
施設設備費	315,000円	325,000円	335,000円	345,000円
計	1,205,000円	1,235,000円	1,265,000円	1,295,000円

② 情報学部

ア 情報システム学科及び情報デザイン学科

納付金種別	金額			
	1年次	2年次	3年次	4年次
授業料	890,000円	910,000円	930,000円	950,000円
施設設備費	315,000円	325,000円	335,000円	345,000円
計	1,205,000円	1,235,000円	1,265,000円	1,295,000円

イ 総合情報学科

納付金種別	金額			
	1年次	2年次	3年次	4年次
授業料	690,000円	710,000円	730,000円	750,000円
施設設備費	315,000円	325,000円	335,000円	345,000円
計	1,005,000円	1,035,000円	1,065,000円	1,095,000円

大同大学情報学部履修規程に定める総合情報学科かおりデザイン専攻の実験実習費は、年額100,000円とする。

(3) その他諸納付金

① 復籍料

30,000 円とする。

② 学生納付金の特例

履修登録 1 単位あたり 40,000 円とする。

③ 休学時の在籍料

年額 60,000 円とする。

ただし、前期又は後期の休学を許可された場合の在籍料は、年額の 2 分の 1 とする。

④ 教職課程履修料

1 免許毎 18,000 円とする。